

千葉労働局発表
平成25年12月19日

(問い合わせ)
千葉労働局労働基準部監督課
監督課長 水島康雄
主任地方労働基準監察監督官 松崎 勉
電話 043-221-2304

賃金不払残業（サービス残業）是正の結果（平成24年度） — 監督指導により支払われた割増賃金の合計額は約2億円—

千葉労働局では、県内の労働基準監督署が平成24年4月から平成25年3月までの1年間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導した企業のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われたものについて取りまとめました。

- 1 是正企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金の合計額
 - (1) 是正企業数 24企業（前年度33企業 27.3%減少）
 - (2) 対象労働者数 2,174人（前年度1,546人 40.6%増加）
 - (3) 支払われた割増賃金の合計額 2億0,850万円（前年度1億3,260万円 57.2%増加）

- 2 業種別の状況（多い順）
 - (1) 是正企業数
 - ① 商業、保健衛生業（各5企業） ② 運輸交通業（4企業）
 - ③ 製造業、建設業、貨物取扱業、通信業（各2企業）
 - (2) 対象労働者数
 - ① 金融・広告業（1,219人） ② 保健衛生業（358人） ③ 商業（344人）
 - (3) 支払われた割増賃金の額
 - ① 金融・広告業（8,100万円） ② 商業（6,356万円） ③ 通信業（1,812万円）

- 3 1,000万円以上の支払は5企業
上記のうち、1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた企業は5企業で、1企業での最高支払額は8,100万円でした。

- 4 千葉労働局や県内の労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）に関する相談が多数寄せられています。今回の取りまとめは、県内の労働基準監督署が、これらの情報が寄せられた事業場などに対して重点的に監督指導を実施し、是正させた結果です。
千葉労働局では、今後も、賃金不払残業の解消を図るため、県内の事業場に対し、労働基準法及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とする監督指導を積極的に実施する予定です。

表1 100万円以上の割増賃金の支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払金額 (万円)	1企業当たりの 是正金額(万円)	1人当たりの 是正金額(万円)
製造業	2	40	522	261.0	13.1
建設業	2	31	546	273.0	17.6
運輸交通業	4	25	1,266	316.5	50.6
貨物取扱業	2	31	297	148.5	9.6
商業	5	344	6,356	1271.2	18.5
金融・広告業	1	1219	8,100	8100.0	6.6
通信業	2	101	1,812	906.0	17.9
教育研究業	1	25	368	368.0	14.7
保健衛生業	5	358	1,583	316.6	4.4
合計	24	2,174	20,850	868.8	9.6

表2 1,000万円以上の割増賃金の支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払金額 (万円)	1企業当たりの 是正金額(万円)	1人当たりの 是正金額(万円)
商業	3	330	5,889	1963.0	17.8
金融・広告業	1	1219	8,100	8100.0	6.6
通信業	1	90	1,470	1470.0	16.3
合計	5	1,639	15,459	3,091.8	9.4